

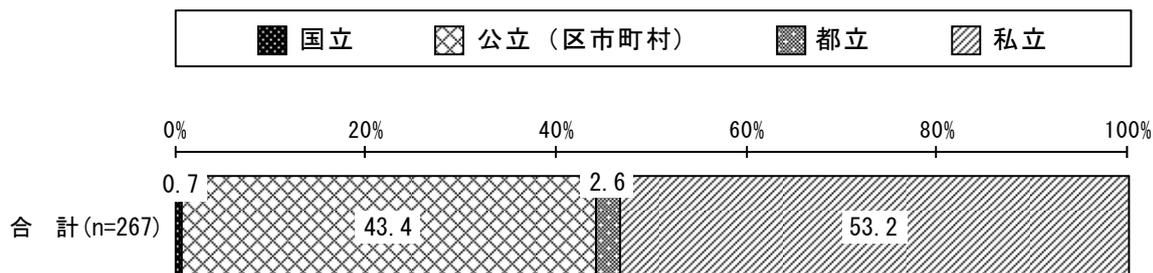
Ⅱ-4 調査結果のまとめ<中学校>

Ⅱ - 4 調査結果のまとめ<中学校>

1. 回答校の属性

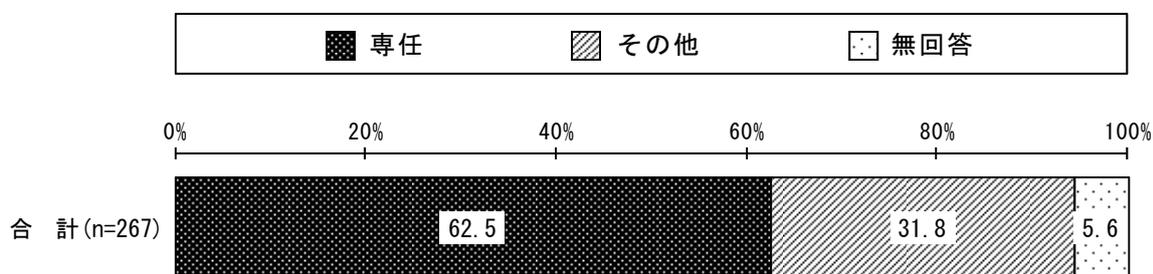
- 回答校の設置者は、「私立」(53.2%)が最も多く、以下「公立(区市町村)」(43.4%)と続いている。(図表4-1)
- 家庭科教員が「専任」の中学校は6割以上となっている。(図表4-2)

図表4-1 設置者



(注)国立(n=2)、都立(n=7)については、回答数が少ないため、グラフや表は作成するがコメントはしない。

図表4-2 家庭科教員の専任状況

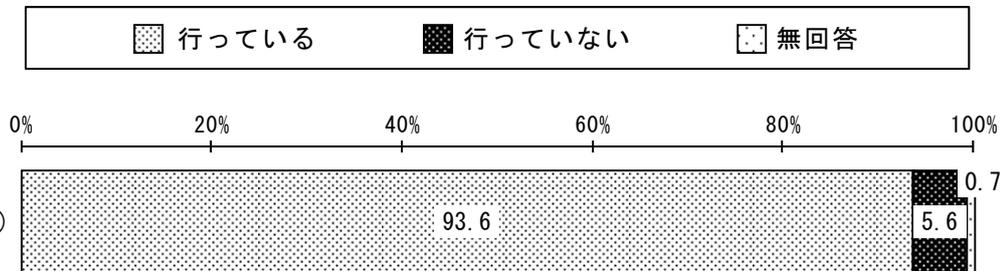


2. 生徒に対する消費者教育の実施状況等

2-1. 消費者教育に関する授業の実施状況

問 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

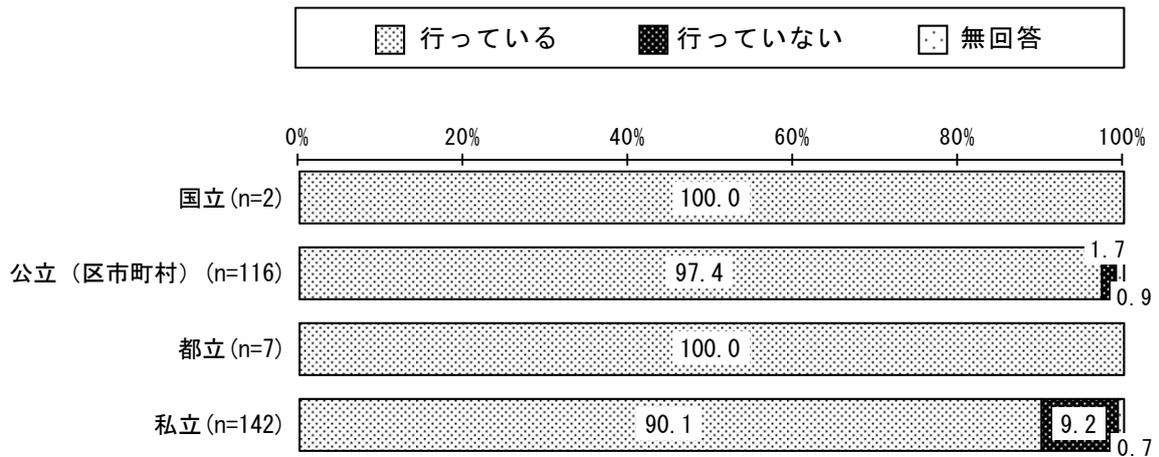
図表4-3 消費者教育に関する授業の実施状況(全体)



消費者教育に関する授業の実施状況について尋ねたところ、「行っている」(93.6%)、「行っていない」(5.6%)となっている。(図表4-3)

消費者教育に関する実施状況を設置者別にみると、「行っている」割合は、公立(区市町村)(97.4%)が私立(90.1%)より7.3ポイント高くなっている。(図表4-4)

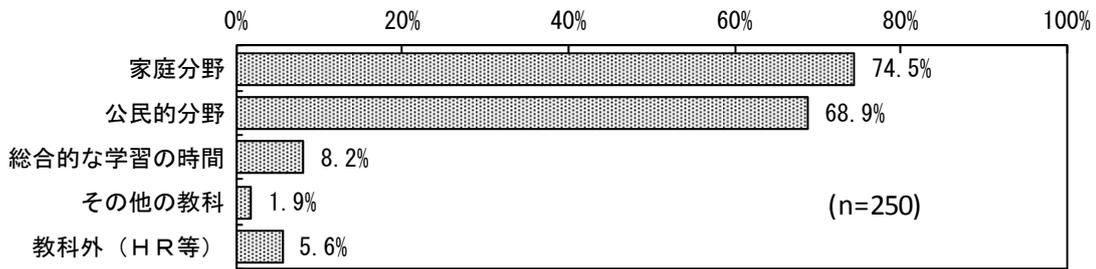
図表4-4 消費者教育に関する授業の実施状況(設置者別)



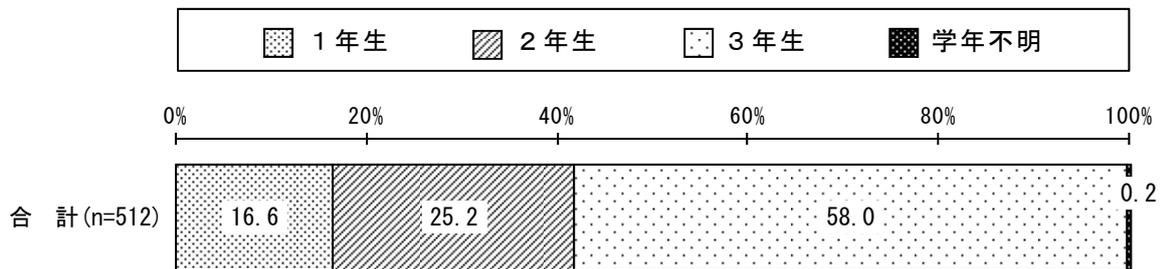
Ⅱ-4 調査結果のまとめ<中学校>

問 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。(複数回答可)

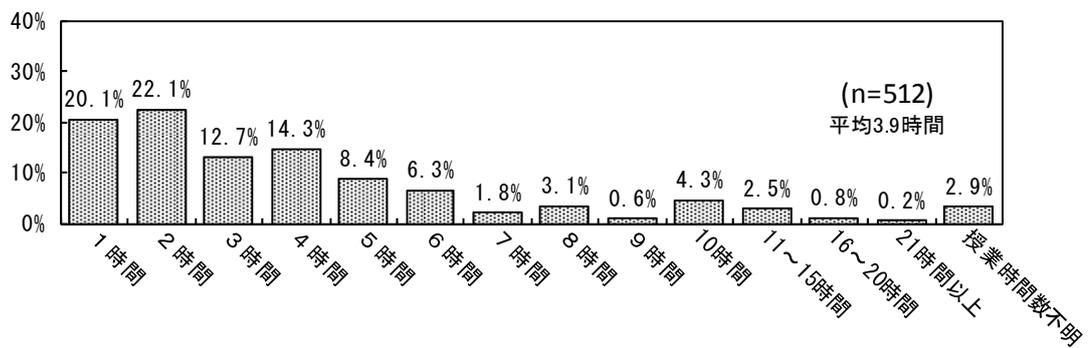
図表4-5 消費者教育を行っている教科(全体)



図表4-6 消費者教育の授業を行っている学年(全体)



図表4-7 消費者教育の授業時間数(全体)



消費者教育に関する授業を「行っている」と回答した中学校に、その教科、学年及び時間数について尋ねた。

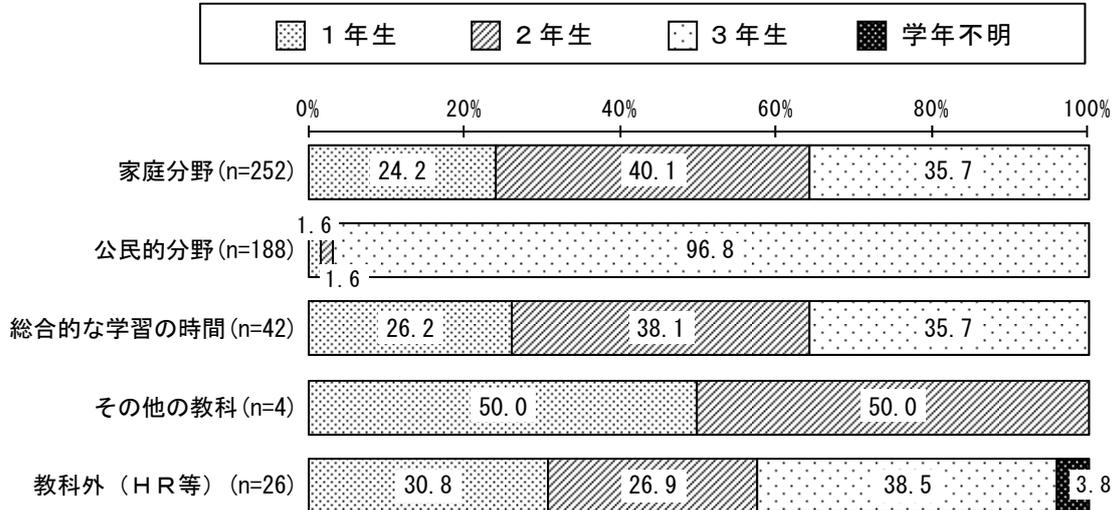
教科は「家庭分野」(74.5%)が最も多く、以下「公民的分野」(68.9%)と続いている。(図表4-5)

学年は、「3年生」(58.0%)が最も多く、以下「2年生」(25.2%)、「1年生」(16.6%)と続いている。(図表4-6)

授業時間数は、「2時間」(22.1%)が最も多く、以下「1時間」(20.1%)、「4時間」(14.3%)と続いている。平均時間は3.9時間となっている。(図表4-7)

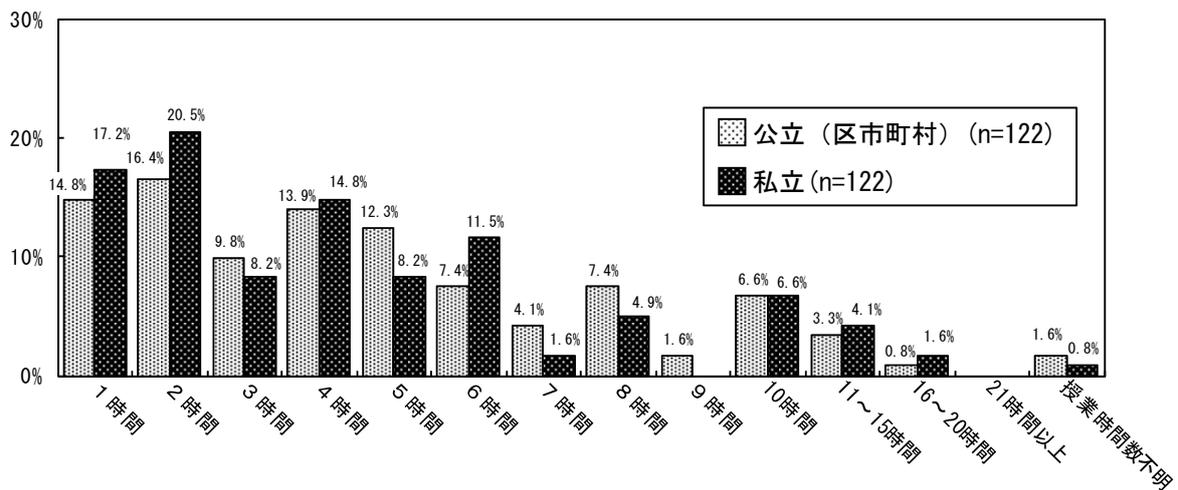
消費者教育を実施している学年を教科別にみると、家庭分野は「2年生」(40.1%)が最も多く、以下「3年生」(35.7%)と続いている。公民的分野はほとんどが「3年生」(96.8%)となっている。(図表4-8)

図表4-8 消費者教育の授業を行っている学年(教科別)



家庭分野の授業時間数を設置者別にみると、公立(区市町村)では「2時間」(16.4%)が最も多く、以下「1時間」(14.8%)、「4時間」(13.9%)、「5時間」(12.3%)と続いている。私立では「2時間」(20.5%)が最も多く、以下「1時間」(17.2%)、「4時間」(14.8%)、「6時間」(11.5%)と続いている。(図表4-9)

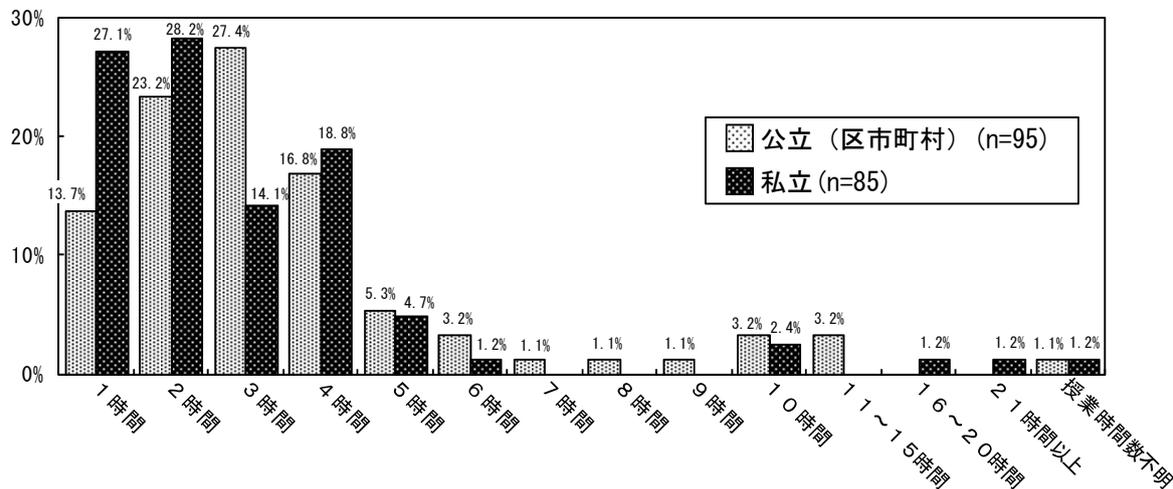
図表4-9 家庭分野での授業時間数(設置者別)



II-4 調査結果のまとめ〈中学校〉

公民的分野の授業時間数を設置者別にみると、公立（区市町村）では「3時間」（27.4%）が最も多く、以下「2時間」（23.2%）、「4時間」（16.8%）、「1時間」（13.7%）と続いている。私立では「2時間」（28.2%）が最も多く、以下「1時間」（27.1%）、「4時間」（18.8%）、「3時間」（14.1%）と続いている。（図表4-10）

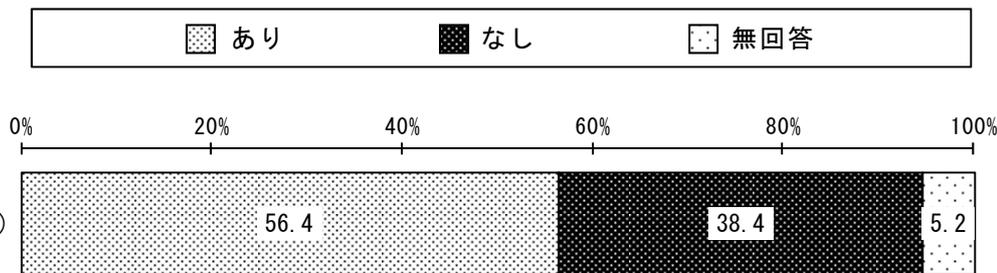
図表4-10 公民的分野での授業時間数(設置者別)



2-2. 教科書以外に使用した教材の有無（消費者教育に関する授業を行っている中学校に質問）

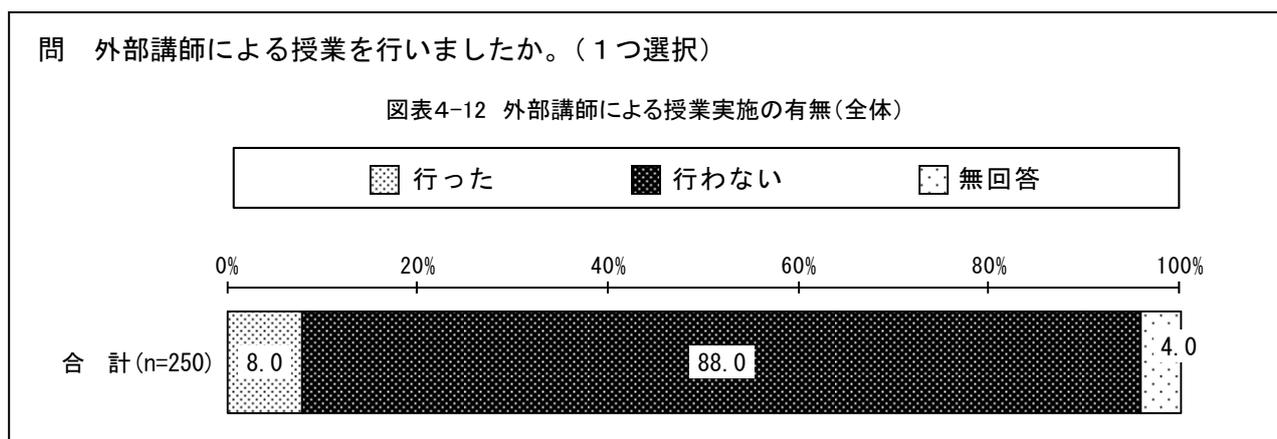
問 教科書以外に使用した教材はありますか。（1つ選択）

図表4-11 教科書以外に使用した教材の有無(全体)



消費者教育に関する授業を行っている中学校に、教科書以外に使用した教材の有無について尋ねたところ、「あり」（56.4%）、「なし」（38.4%）となっている。（図表4-11）

2-3. 外部講師による授業実施の有無（消費者教育に関する授業を行っている中学校に質問）



消費者教育に関する授業を行っている中学校に、外部講師による授業の有無について尋ねたところ、「行った」(8.0%)、「行わない」(88.0%)となっている。(図表4-12)

2-4. 授業を行った外部講師の所属

(消費者教育に関する授業で外部講師による授業を実施した中学校に質問)

問 授業を行った外部講師の所属を選んでください。（複数選択可）

図表4-13 授業を行った外部講師の所属(全体)

合計	消費生活センター（消費生活部局）職員	警察	金融広報委員会	その他
20件	6件	6件	1件	11件
100.0%	30.0%	30.0%	5.0%	55.0%

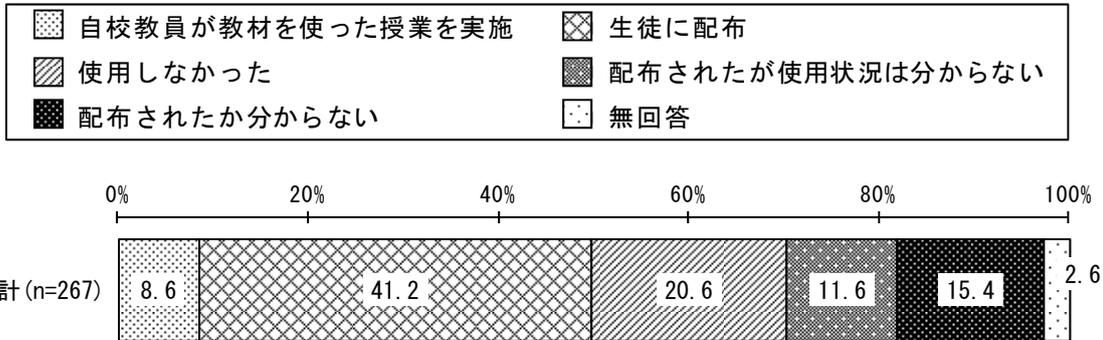
外部講師による消費者教育に関する授業を行ったことがある中学校に、外部講師の所属について尋ねたところ、「消費生活センター（消費生活部局）職員」、「警察」（各々6件）が最も多くなっている。(図表4-13)

3. 金融経済教育教材『契約って何だろう?』について

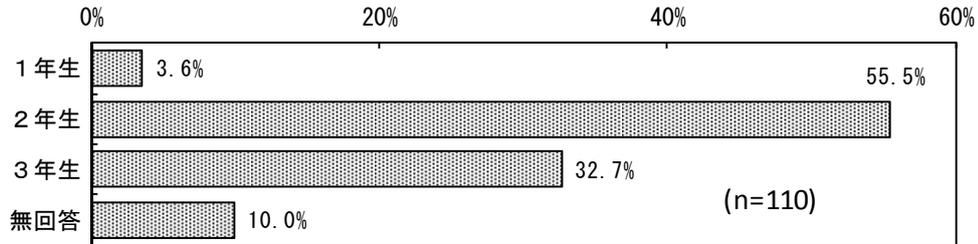
3-1. 平成23年度における『契約って何だろう?』の使用方法

問 平成23年度における、『契約って何だろう?』の使用方法を選んでください。(1つ選択)

図表4-14 平成23年度における『契約って何だろう?』の使用方法(全体)



図表4-15 配布した学年(全体)

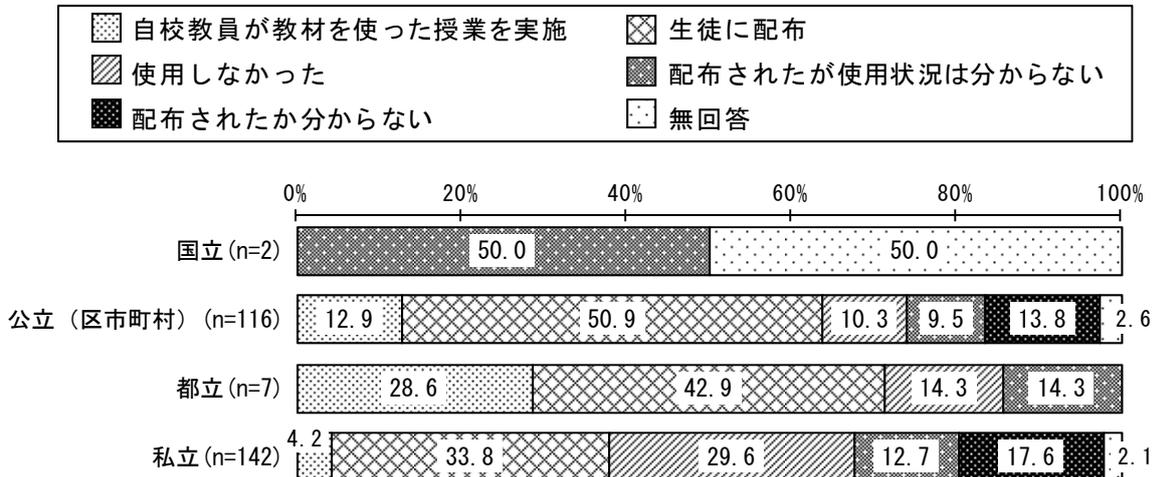


平成23年度における『契約って何だろう?』の使用方法について尋ねたところ、「生徒に配布」(41.2%)が最も多く、以下「使用しなかった」(20.6%)と続いている。(図表4-14)

「生徒に配布」と回答した中学校に配布した学年を尋ねたところ、教材配布時に同封した依頼文に対象学年として記した「2年生」(55.5%)が最も多くなっている。(図表4-15)

設置者別にみると、公立(区市町村)では、「生徒に配布」(50.9%)が最も多くなっているが、私立では「生徒に配布」(33.8%)、「使用しなかった」(29.6%)が多くなっている。「自校教員が教材を使った授業を実施」の割合は、公立(区市町村)(12.9%)が私立(4.2%)より8.7ポイント高くなっている。(図表4-16)

図表4-16 平成23年度における『契約って何だろう?』の使用方法(設置者別)

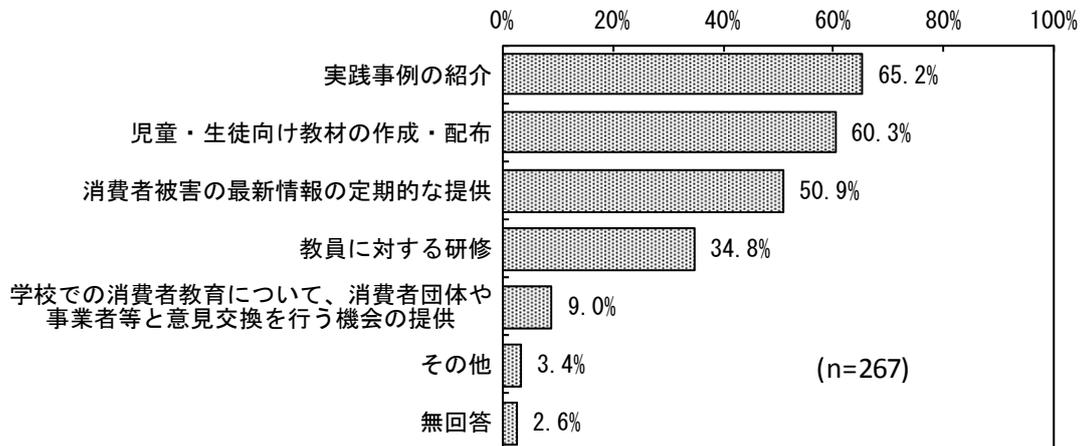


4. 今後の取組・課題・行政への希望等について

4-1. 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

問 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。
(3つまで選択可)

図表4-17 学校において消費者教育を推進するために必要なこと(全体)



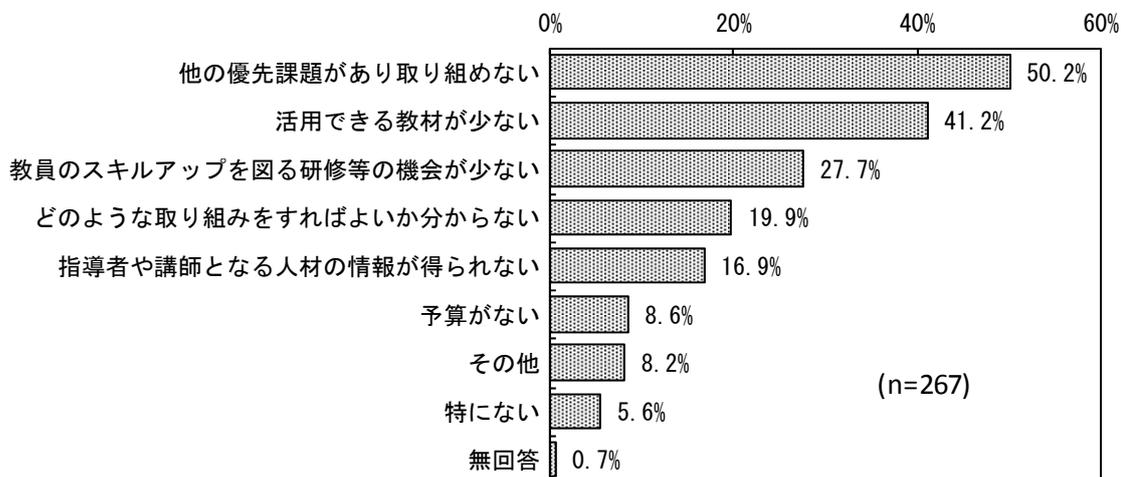
学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを尋ねたところ、「実践事例の紹介」(65.2%)が最も多く、以下「児童・生徒向け教材の作成・配布」(60.3%)、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(50.9%)と続いている。(図表4-17)

II-4 調査結果のまとめ〈中学校〉

4-2. 消費者教育を推進するに当たっての課題

問 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。
(3つまで選択可)

図表4-18 消費者教育を推進するに当たっての課題(全体)



消費者教育を推進するに当たっての課題について尋ねたところ、「他の優先課題があり取り組めない」(50.2%)が最も多く、以下「活用できる教材が少ない」(41.2%)、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」(27.7%)と続いている。(図表4-18)

設置者別にみると、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」割合は公立(区市町村)(25.9%)が私立(9.2%)より16.7ポイント高くなっている。(図表4-19)

図表4-19 消費者教育を推進するに当たっての課題(設置者別)

設置者別	合計	複数回答 / (%)								
		他の優先課題があり取り組めない	活用できる教材が少ない	教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない	どのような取り組みをすればよいか分からない	指導者や講師となる人材の情報が得られない	予算がない	その他	特になし	無回答
合計	267	50.2	41.2	27.7	19.9	16.9	8.6	8.2	5.6	0.7
国立	2	50.0	50.0	-	50.0	-	-	50.0	-	-
公立(区市町村)	116	43.1	37.9	34.5	29.3	25.9	9.5	6.0	3.4	0.9
都立	7	42.9	42.9	28.6	-	28.6	-	42.9	-	-
私立	142	56.3	43.7	22.5	12.7	9.2	8.5	7.7	7.7	0.7

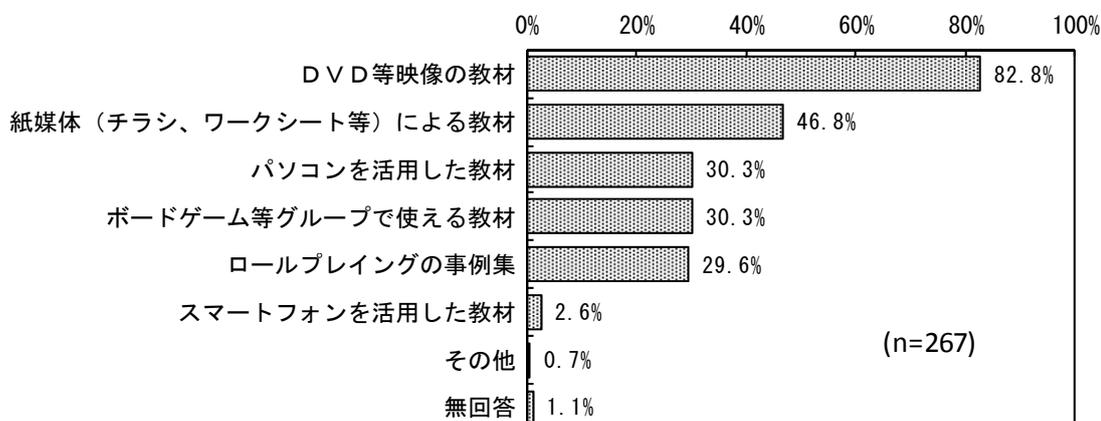
は最も割合が高い項目

5. 消費者教育用の教材について

5-1. 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材

問 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。(3つまで選択可)

図表4-20 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材(全体)

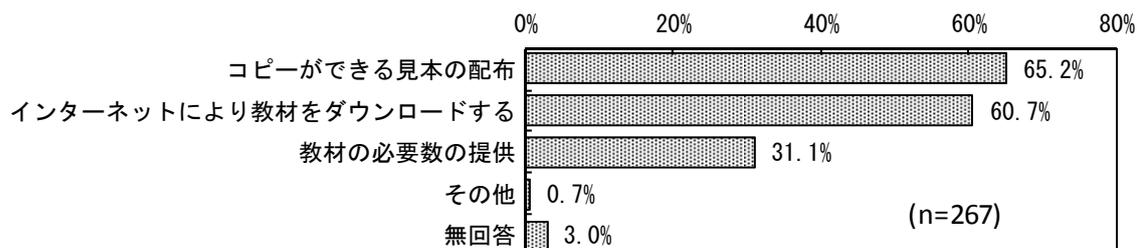


授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材について尋ねたところ、「DVD等映像の教材」(82.8%)が最も多く、以下「紙媒体 (チラシ、ワークシート等) による教材」(46.8%)と続いている。(図表4-20)

5-2. 紙媒体の場合、活用できる提供方法

問 紙媒体の場合、活用できる提供方法を選んでください。(複数選択可)

図表4-21 紙媒体の場合、活用できる提供方法(全体)



消費者教育用の教材が紙媒体の場合、活用できる提供方法について尋ねたところ、「コピーができる見本の配布」(65.2%)が最も多く、以下「インターネットにより教材をダウンロードする」(60.7%)と続いている。(図表4-21)

Ⅱ-4 調査結果のまとめ<中学校>

設置者別にみると、公立（区市町村）では「コピーができる見本の配布」（74.1%）、私立は「インターネットにより教材をダウンロードする」（63.4%）が最も多くなっている。（図表4-22）

図表4-22 紙媒体の場合、活用できる提供方法（設置者別）

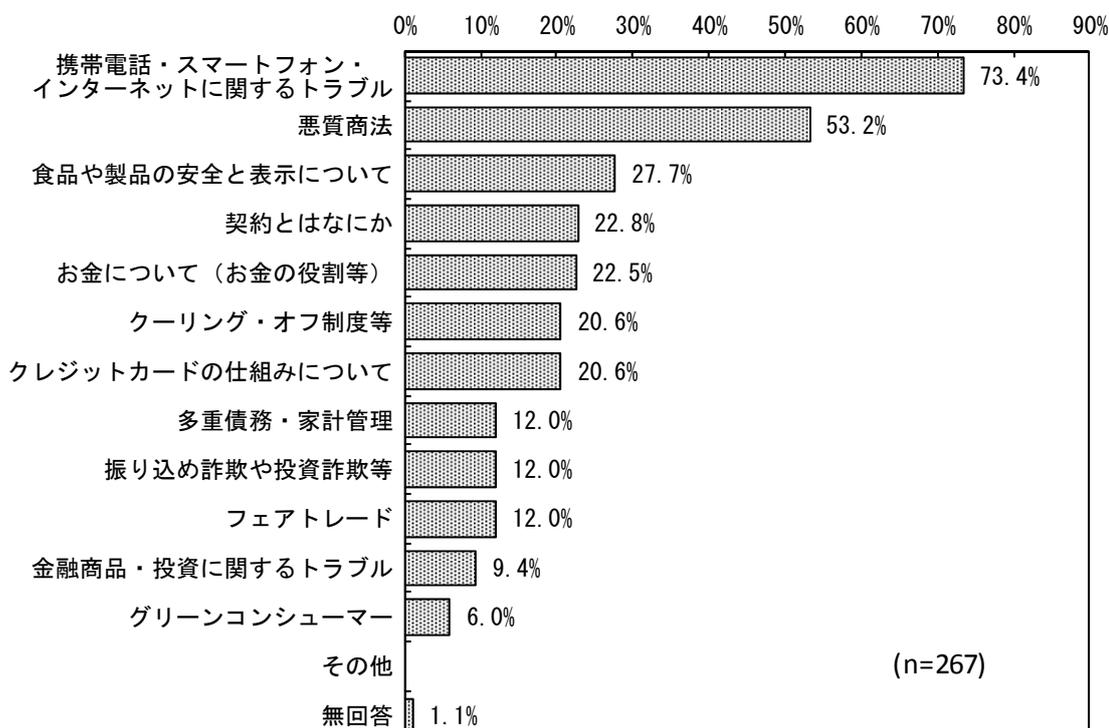
		複数回答／（％）					
		合計	本 コ ピ ー が で き る 見 本 の 配 布	ロ ー イ ン タ ー ネ ッ ト に よ り 教 材 を ダ ウ ン ロ ー ド す る	供 材 の 必 要 数 の 提 供	そ の 他	無 回 答
合計		267	65.2	60.7	31.1	0.7	3.0
設置者別	国立	2	50.0	100.0	-	-	-
	公立（区市町村）	116	74.1	56.0	31.0	-	0.9
	都立	7	42.9	71.4	14.3	-	-
	私立	142	59.2	63.4	32.4	1.4	4.9

は最も割合が高い項目

5-3. 消費者問題に関する教材で希望するテーマ

問 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。（3つまで選択可）

図表4-23 消費者問題に関する教材で希望するテーマ（全体）

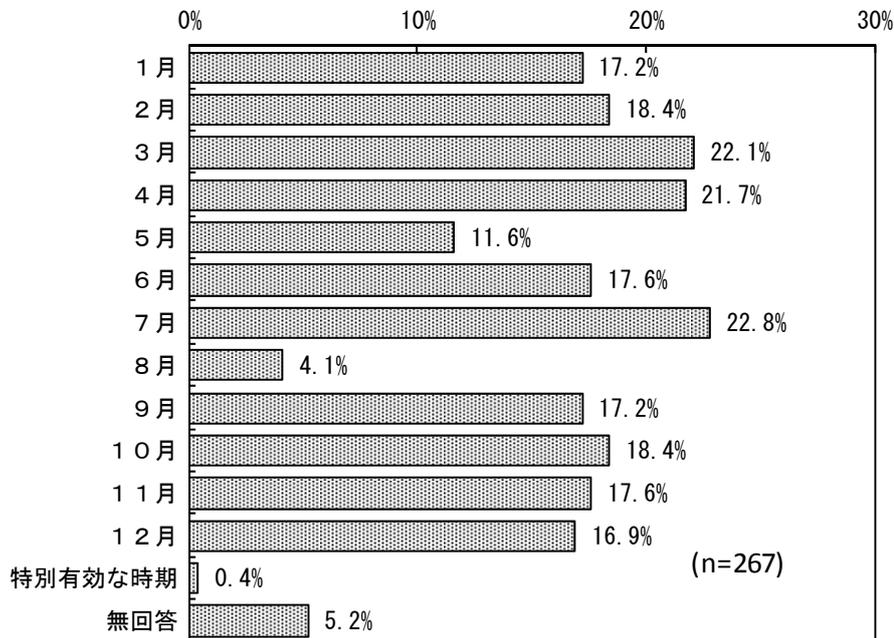


消費者問題に関する教材で、希望するテーマについて尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」（73.4%）が最も多く、以下「悪質商法」（53.2%）、「食品や製品の安全と表示について」（27.7%）と続いている。（図表4-23）

5-4. 教材の活用を図りやすい提供時期

問 教材の活用を図りやすい提供時期を選んでください。(3つまで選択可)

図表4-24 教材の活用を図りやすい提供時期(全体)



教材の活用を図りやすい提供時期について尋ねたところ、「7月」(22.8%)が最も多く、以下「3月」(22.1%)、「4月」(21.7%)と続いている。一方、「8月」(4.1%)は少なくなっている。(図表4-24)

設置者別にみると、公立(区市町村)は「3月」(28.4%)、私立は「4月」(24.6%)が最も多くなっている。(図表4-25)

図表4-25 教材の活用を図りやすい提供時期(設置者別)

		複数回答 / (%)									
		合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
合計		267	17.2	18.4	22.1	21.7	11.6	17.6	22.8	4.1	
設置者別	国立	2	-	-	-	50.0	50.0	50.0	-	-	
	公立(区市町村)	116	12.1	14.7	28.4	18.1	14.7	15.5	25.9	4.3	
	都立	7	-	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3	28.6	-	
	私立	142	22.5	21.8	16.9	24.6	8.5	19.0	20.4	4.2	

		合計	9月	10月	11月	12月	特別有効な時期	無回答
合計		267	17.2	18.4	17.6	16.9	0.4	5.2
設置者別	国立	2	-	-	-	-	-	50.0
	公立(区市町村)	116	19.8	23.3	13.8	18.1	0.9	2.6
	都立	7	-	28.6	42.9	14.3	-	14.3
	私立	142	16.2	14.1	19.7	16.2	-	6.3

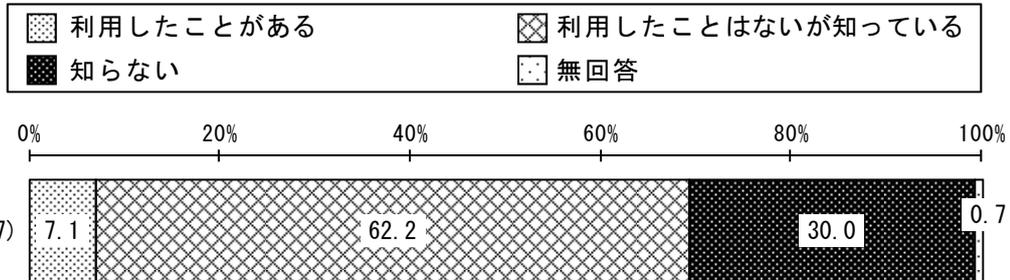
は最も割合が高い項目

6. 消費者教育に関する講座、研修等について

6-1. 東京都消費生活総合センターの出前講座の認知状況

問 東京都消費生活総合センターの出前講座（消費者啓発員による講師派遣制度）を知っていますか。（1つ選択）

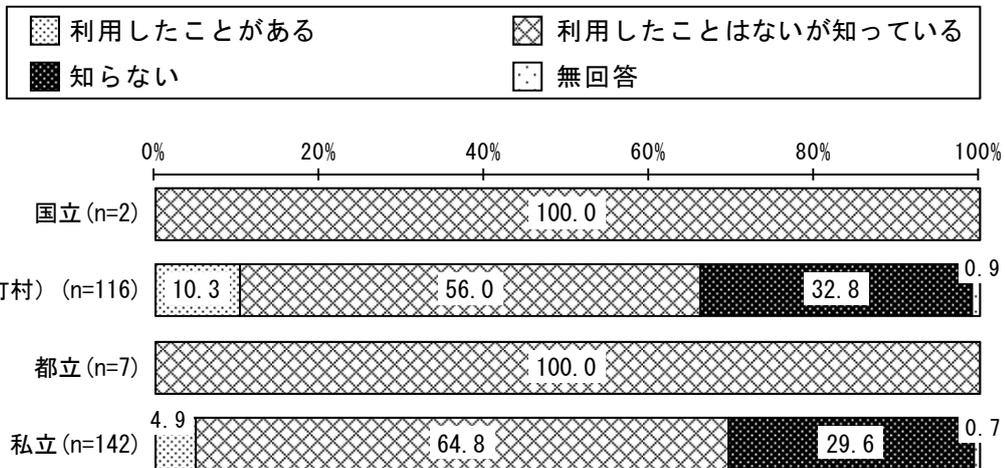
図表4-26 東京都消費生活総合センターの出前講座の認知状況(全体)



東京都消費生活総合センターの出前講座（消費者啓発員による講師派遣制度）の認知状況を尋ねたところ、「利用したことがある」（7.1%）、「利用したことはないが知っている」（62.2%）、「知らない」（30.0%）となっており、認知状況は約7割となっている。（図表4-26）

設置者別にみると、「利用したことがある」割合は、公立（区市町村）（10.3%）が私立（4.9%）より5.4ポイント高くなっている。（図表4-27）

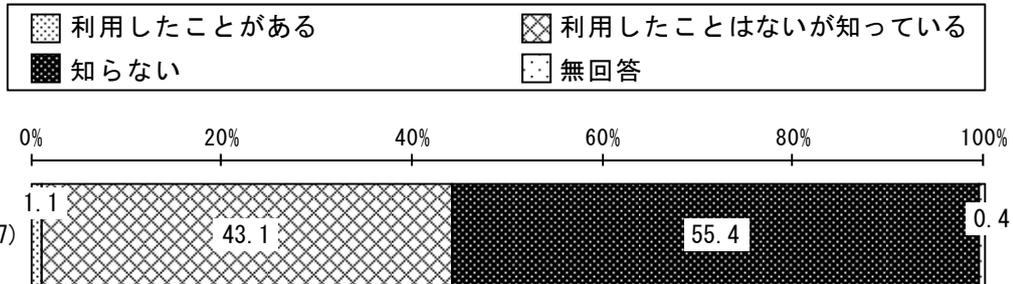
図表4-27 東京都消費生活総合センターの出前講座の認知状況(設置者別)



6-2. 東京都消費生活総合センターの出前寄席の認知状況

問 東京都消費生活総合センターの出前寄席（消費者啓発ボランティアグループが出向き、落語、漫才、コントで悪質商法の手口などを伝える事業）を知っていますか。（1つ選択）

図表4-28 東京都消費生活総合センターの出前寄席の認知状況(全体)



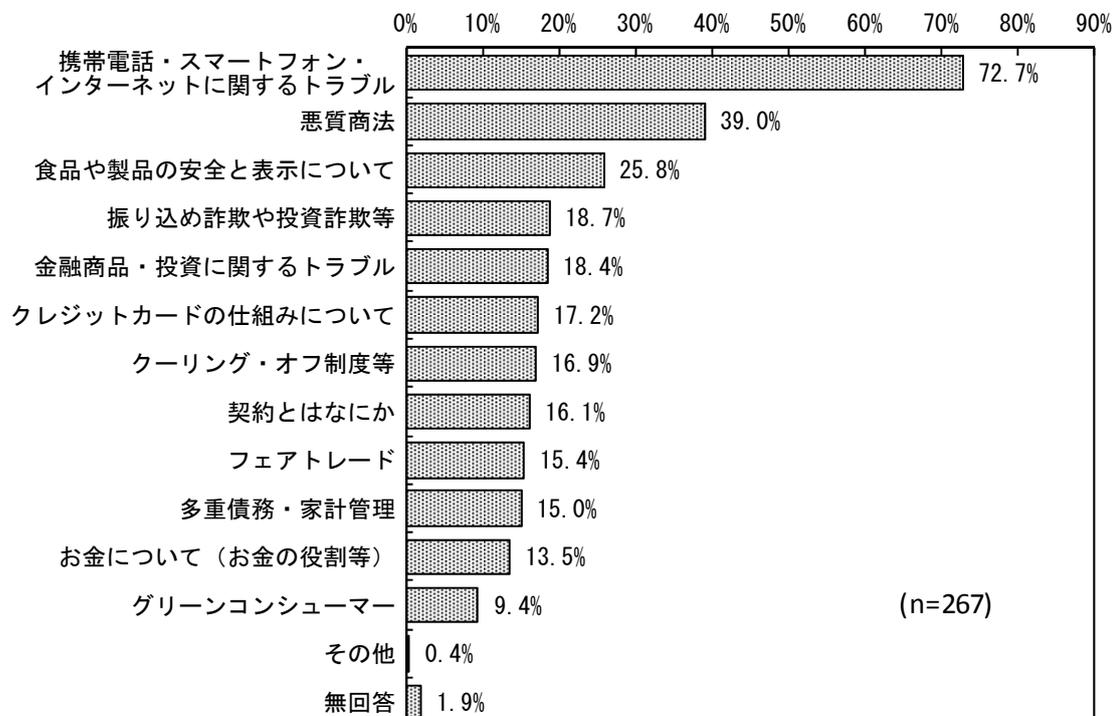
東京都消費生活総合センターの出前寄席（消費者啓発ボランティアグループが出向き、落語、漫才、コントで悪質商法の手口などを伝える事業）の認知状況を尋ねたところ、「利用したことがある」（1.1%）、「利用したことはないが知っている」（43.1%）、「知らない」（55.4%）となっており、認知状況は半数以下となっている。（図表4-28）

Ⅱ-4 調査結果のまとめ〈中学校〉

6-3. 消費者問題に関する教職員向け講座において希望するテーマ

問 消費者問題に関する教職員向け講座において、希望するテーマを選んでください。
(3つまで選択可)

図表4-29 消費者問題に関する教職員向け講座において希望するテーマ(全体)



消費者問題に関する職員向け講座において、希望するテーマについて尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」(72.7%)が最も多く、以下「悪質商法」(39.0%)、「食品や製品の安全と表示について」(25.8%)と続いている。(図表4-29)

設置者別にみると、公立(区市町村)、私立ともに「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」が最も多くなっている。公立(区市町村)は私立より教職員向け講座に希望するテーマを挙げている割合が高い傾向がみられ、「クレジットカードの仕組みについて」(15.3ポイント差)、「悪質商法」(7.9ポイント差)は私立より7ポイント以上高くなっている。(図表4-30)

図表4-30 消費者問題に関する教職員向け講座において希望するテーマ(設置者別)

		複数回答/(%)								
		合計	携帯電話・スマートフォンに関するトラブル	悪質商法	食品や製品の安全と表示について	振り込み詐欺や投資詐欺等	金融商品・投資に関するトラブル	クレジットカードの仕組みについて	クーリング・オフ制度等	契約とはなにか
合計		267	72.7	39.0	25.8	18.7	18.4	17.2	16.9	16.1
設置者別	国立	2	50.0	-	50.0	-	-	50.0	-	-
	公立(区市町村)	116	69.0	43.1	21.6	22.4	19.0	25.9	19.8	13.8
	都立	7	57.1	57.1	42.9	14.3	14.3	-	-	14.3
	私立	142	78.8	35.2	28.2	16.2	18.3	10.6	15.5	18.3

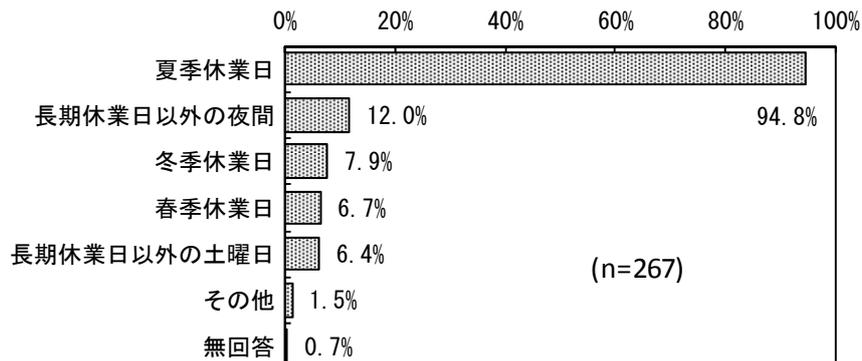
		合計	フェアトレード	多重債務・家計管理	お金について(お金の役割等)	グリーンコンシューマー	その他	無回答
合計		267	15.4	15.0	13.5	9.4	0.4	1.9
設置者別	国立	2	-	-	-	-	-	50.0
	公立(区市町村)	116	12.1	17.2	13.8	10.3	-	0.9
	都立	7	57.1	-	14.3	42.9	-	-
	私立	142	16.2	14.1	13.4	7.0	0.7	2.1

は最も割合が高い項目

6-4. 教職員が講座に参加しやすい時期

問 教職員が、講座に参加しやすい時期を選んでください。(2つまで選択可)

図表4-31 教職員が講座に参加しやすい時期(全体)



教職員が講座に参加しやすい時期について尋ねたところ、「夏季休業日」(94.8%)が最も多くなっている。(図表4-31)

II-4 調査結果のまとめ<中学校>

設置者別にみると、公立（区市町村）、私立ともに「夏季休業日」が最も多くなっているが、私立は「長期休業日以外の夜間」（20.4%）も多くなっている。（図表4-32）

図表4-32 教職員が講座に参加しやすい時期（設置者別）

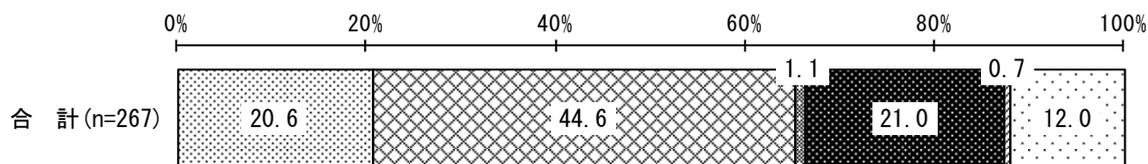
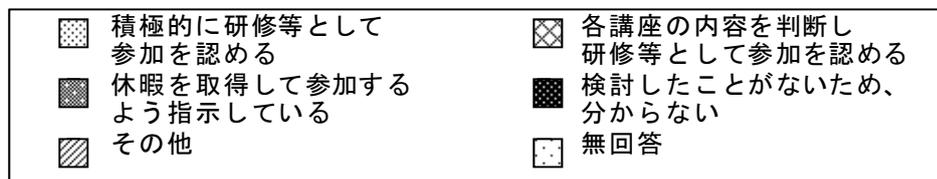
		複数回答 / (%)						
	合計	夏季休業日	間長期休業日以外の夜	冬季休業日	春季休業日	曜日長期休業日以外の土	その他	無回答
合計	267	94.8	12.0	7.9	6.7	6.4	1.5	0.7
設置者別	国立	2	100.0	-	-	-	50.0	-
	公立（区市町村）	116	98.3	2.6	6.0	3.4	5.2	1.7
	都立	7	100.0	-	-	-	14.3	-
	私立	142	91.5	20.4	9.9	9.9	6.3	1.4

は最も割合が高い項目

6-5. 東京都消費生活総合センターで行っている夏休みの教員向け講座の参加の取扱状況

問 東京都消費生活総合センターでは、夏休みに教員向けの講座を行っていますが、貴校の参加の取扱状況を選んでください。（1つ選択）

図表4-33 東京都消費生活総合センターで行っている夏休みの教員向け講座の参加の取扱状況（全体）

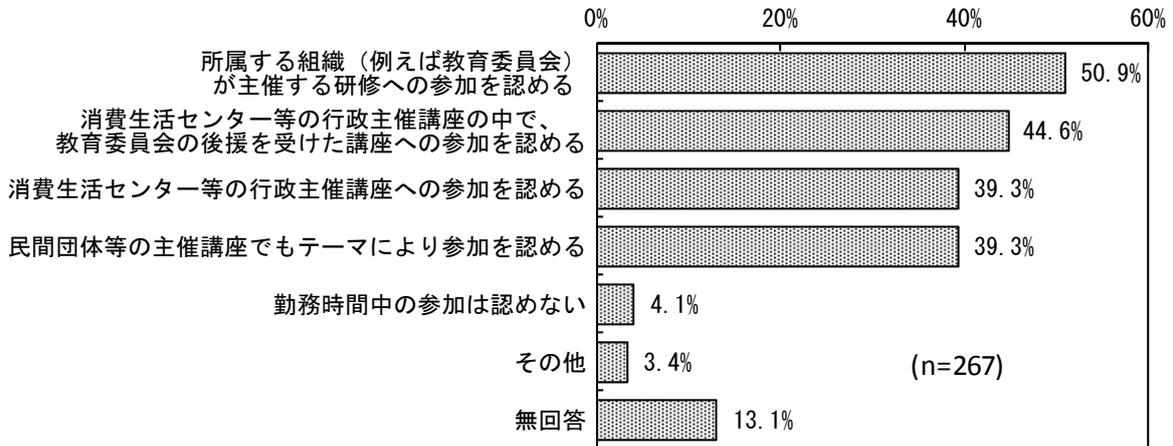


東京都消費生活総合センターでは、夏休みに教員向けの講座を行っており、その参加の取扱状況について尋ねたところ、「各講座の内容を判断し研修等として参加を認める」（44.6%）が最も多く、以下「検討したことがないため、分からない」（21.0%）、「積極的に研修等として参加を認めている」（20.6%）と続いている。（図表4-33）

6-6. 今後、消費者問題に関する研修（講座）参加を教員が希望する場合の対応

問 今後、消費者問題に関する研修（講座）参加を教員が希望する場合の対応を選んでください。（複数選択可）

図表4-34 今後、消費者問題に関する研修（講座）参加を教員が希望する場合の対応（全体）



今後、消費者問題に関する研修（講座）参加を教員が希望した場合の対応について尋ねたところ、「所属する組織（例えば教育委員会）が主催する研修へ参加を認める」（50.9%）が最も多く、以下「消費生活センター等の行政主催講座の中で、教育委員会の後援を受けた講座への参加を認める」（44.6%）、「消費生活センター等の行政主催講座への参加を認める」、「民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める」（各々39.3%）と続いている。（図表4-34）

設置者別にみると、公立（区市町村）は「所属する組織（例えば教育委員会）が主催する研修への参加を認める」（64.7%）、私立は「民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める」（59.2%）が最も多くなっている。（図表4-35）

図表4-35 今後、消費者問題に関する研修（講座）参加を教員が希望する場合の対応（設置者別）

設置者別	合計	複数回答 / (%)							
		加員所認 を認める る組織 が主催 する組 織（例 えば 教育 委員 会）の 研修 への 参加 を認 める	後援講 座を受 けた中 で、講 座教 育委員 会の 参加 を認 める	消費生 活セン ター等 の行政 主催 講座への 参加を 認める	消費生 活セン ター等 の行政 主催 講座への 参加を 認める	民間団 体等 により の行政 主催 講座 を認 める	勤務時 間中の 参加 は認め ない	その他	無回答
合計	267	50.9	44.6	39.3	39.3	4.1	3.4	13.1	
国立	2	50.0	50.0	50.0	100.0	-	-	-	
公立（区市町村）	116	64.7	60.3	34.5	16.4	2.6	2.6	11.2	
都立	7	85.7	71.4	-	-	-	-	14.3	
私立	142	38.0	30.3	45.1	59.2	5.6	4.2	14.8	

は最も割合が高い項目